

意見書案第 1 号

介護職員の処遇改善に関する事務手続きの簡素化と加算金の弾力的な運用を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。
令和4年3月25日

福岡市議会
議長 伊藤嘉人様

提出者 福岡市議会議員
堤田 寛 津田 信太郎 平畑 雅博
淀川 幸二郎 勝山 信吾 尾花 康広
松野 隆 堀本 わかこ 中島 まさひろ
はしだ 和義 森 あやこ 倉元 達朗
田中 たかし 近藤 里美

介護職員の処遇改善に関する事務手続きの簡素化と加算金の弾力的な運用を求める意見書

近年の少子高齢化の進展により、介護が必要な高齢者が増加する一方で、各介護の現場では、介護人材の確保に大変苦慮している状況です。また、コロナ禍での介護サービスの継続も含め、介護人材のエッセンシャルワーカーとしての役割がますます重要となっており、介護職員の処遇改善が求められています。

令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、「賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和4年2月から前倒しで実施する。」とされ、補正予算により対応されています。また、政府において、令和4年10月以降については、臨時の報酬改定を行い、補正予算事業と同様の措置が講じられることになっています。

介護職員の処遇改善においては、今回の臨時の報酬改定とともに、原則3年ごとに行う介護報酬の公的価格の改定も含め、制度の簡素化や介護報酬の運用について事業所ごとの柔軟な対応を進め、地域の介護サービスを持続可能なものとする必要があります。

よって、福岡市議会は、政府が、次の事項について特段の配慮をされるよう強く要請します。

- 1 令和4年10月以降の臨時の報酬改定において新設される「新たな加算」については、現行の二つの加算（「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」）との統合を含めた一本化を検討するなど、事務手続きの簡素化に最大限努めること。
- 2 「介護職員等特定処遇改善加算」の配分方法について、その対象については、事務職員等も含めて、法人や事業所が実情に応じて柔軟な判断を行いながら、加算金の弾力的な運用が可能となるよう所要の措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

内閣総理大臣，厚生労働大臣 宛て

議長 名